

第268回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和2年5月13日(水)10:03～10:41

場 所：Skype開催

(委員) 八田委員長、稲垣委員、北本委員、圓尾委員

(事務局) 佐藤事務局長、恒藤総務課長、遠藤取引監視課長、黒田取引制度企画室長、伊藤統括NW事業管理官、田中NW事業監視課長、日置NW事業制度企画室長、高橋小売取引検査官

○八田委員長 ただいまから第268回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長 本日の委員会については、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための工夫を講じることが求められているという状況に鑑み、オンラインでの開催とした。このうち、第1部については、公開の案件でございますので、後日、議事録を速やかに公開する。第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載する。会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談する。このような取扱いにしたいと考えてございます。御確認いただければと存じます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、今御説明がありましたように、本日の委員会についてはオンラインでの開催とさせていただきます。また、議事次第において第2部と記載されている議題について非公開での開催とさせていただこうと考えていますが、御異存はありませんでしょうか。異議のある場合には御発言をお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

では、お話のあったとおりにさせていただきます。

では、まず議題1ですが、新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について。これについて恒藤課長から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長 資料3を御覧いただけますでしょうか。資料3、今画面に出ているものでございます。これは新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例

認可等についてでございます。内容を一言で申し上げますと、前回の委員会でお諮りをいたしまして、大臣が認可をいたしました特例について、さらに1か月延長するという内容でございます。

資料の5行目から趣旨を書いておりますが、以下に書いてございますような申請者から5月12日付で大臣宛に通常の約款により難い特別の事情がある場合における供給条件で供給をしたいという旨の認可等を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがあったというものでございます。

申請者につきましては、10行目から記載してございますが、旧一般電気事業者の小売部門であるみなし小売電気事業者10者、一般送配電事業者10者、そして、35行目でございますが、みなしガス小売事業者3者、一般ガス導管事業者5者でございます。

なお、ガスにつきましては、地方局所管のガス事業者からも各地方経済産業局に対しまして、同様の申請がなされていると聞いてございます。

では、5ページの47行目でございます。内容でございますが、申請の概要、電気関係の申請について3種類ございます。まず①が特定小売供給約款特例でございます。これは、いわゆる規制小売料金、あるいは経過措置料金と言われている小売料金の特例でございます。これはみなし小売電気事業者から申請があったものでございます。②が託送供給等約款の特例、③離島供給約款の特例、この②と③は一般送配電事業者からの申請でございます。電気関係はこの3種類が申請されてございます。

65行目からはガスでございますが、こちらは2種類ございまして、①指定旧供給区域等小売供給約款の特例、これはいわゆるガスの規制小売料金の特例でございます。②が託送供給約款の特例、この2種類がガスについては申請されてございます。

その次のページ、75行目からが特例の内容でございます。まず、電気については小売料金の特例、託送料金の特例、離島供給約款の特例と、3つほぼ同様の内容となっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金等の貸付けを受けている需要家等（当該貸付けを受けようとする需要家その他電気料金の支払いに困難な事情があると認められる需要家を含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、3月、4月の検針分の電気料金の支払い期限を3か月延長、それから5月検針の支払い期限を2か月延長、6月検針分の支払い期限を1か月延長するという内容でございます。

ちなみに、前回、4月24日に認可したものからの変更点については、85行目から書い

てございますが、前回からの変更点は、①3月、4月、5月検針の分については、前回の特例からさらに期限を1か月延長する。②新たに6月検針分についても支払い期限を1か月延長する。③新たに「その他電気料金の支払いに困難な事情があると認められる需要家」も措置の対象とする。この3点でございます。

なお、紙には書いてございませんが、託送料金の特例というのは、当然ながら新電力が小売料金の特例措置をこういった需要家に実施する場合にも、この託送料金の特例を受けることができるということでございまして、実際にそれを活用している新電力もございます。

92行目からはガスでございます。先ほど御説明しました電気とほぼ同じ内容となっておりまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付けを受けている需要家等（当該貸付けを受けようとする需要家その他ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる需要家を含む。）から一時的にガス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、2月、3月、4月の検針分の電気料金の支払い期限を3か月延長、5月検針分の支払い期限を2か月延長、6月検針分の支払い期限を1か月延長するという内容でございます。

その次のページの107行目から、この条件による供給を必要とする理由について、申請書に記載された内容をまとめて記載してございます。

3月に経済産業省から新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に公共料金の支払いが困難となる需要家に対して電気料金等の支払い期日の延長を行うよう要請があり、その後、緊急事態宣言が発令されていたというところでございますが、さらに5月4日に緊急事態宣言の期限を5月31日まで延長するということになりましたので、この特例措置の適用期限をさらに1か月延長することが必要というのがその理由ということでございます。

最後、117行目から大臣への回答についての事務局の案でございますが、事務局といたしましては、本申請の供給条件については、電気事業法及びガス事業法の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難しい特別の事業がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えてございます。

それを踏まえまして、ずっと後ろ、資料3—2につけておりますけれども、委員会として本申請を認可等を行うことについて異存がないという旨の回答をすることとしたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について各委員から何か御質問、あるいは御意見ございませんでしょうか。何か御意見ございませんでしょうか。

これは基本的に、前回と似た状況における似た内容の申請なので、「本申請を認可等することについて異存がない」という旨の回答をすることというのが適切だと思います。

ただし、前回のときも議論になりましたけれども、こういう緊急事態における支払い困難者への援助は、元来は、電力の料金政策ではなく、一般財源から福祉政策で行われるべきものではないかと思うのです。これは附帯意見として今回もつけたほうがいいのではないかと思います。

これは今回のコロナのことだけではなくて、地震など災害時一般時における低所得者や支払い困難者に対する補助対策に共通の問題です。これらは、福祉政策として一般財源から賄われるべきだと思います。

まず、料金政策の場合は、困窮者だけでなく、支払いに支障のない人にまで、支援が与えられるという無駄が発生します。福祉政策による災害時対策ならば、支援は、必要な人に対するものに絞られます。

つぎに、福祉政策による災害時支援であれば、規制料金でなく自由料金の下でも支援ができます。それに対して、今回のような料金政策による支払い困難者対策は、規制料金からできるので、自由料金の場合には適用できません。災害時対策がこのようなものしかないければ、災害時のことを考えると、「規制料金のままのほうがいい」と、需要家が思う可能性があります。したがって、料金政策によって支援することは、規制緩和の動きにも支障になり得ると思います。

災害時の援助政策は、将来は、福祉政策でおこなうべきだという附帯意見を、もしできれば、今回つけたほうがいいと思います。皆さんの御意見を伺えればと思います。

○佐藤事務局長     これは委員長、免除ではなくて、支払い期日の延長ですから、むしろ無利子融資をやっているということですよ。なので、国からもしこれに対する代替をするとすれば、電力・ガス料金に相当するお金の無利子融資だと思いますけれども。

○八田委員長     全くおっしゃるとおりです。免除ではありません。しかし、支払日の延長も結局は、事業者に負担を強めます。

福祉政策としての災害時対策をやる場合、それは事業者の負担によってではなくて、国による困難者自身への支援をする必要があると思います。特に、自由料金の下で援助する

ためには、国からの財政的支援が不可欠です。今回、NHKでも何でも全部規制料金課の事業者に負担をさせるという対策を採ったのですが、それはファーストベストの対策になっていない。電気料金の場合にも、まずいのではないか。そういう意見です。

○稲垣委員　稲垣ですが、発言していいですか。

○八田委員長　どうぞ。

○稲垣委員　2つあります。これも前回と同じことなのですけれども、まず、質問があるのです。この間、私の認識がどうなのかちょっと自信がなかったのですけれども、今回も確認をしたいのですが、今議論している我々が意見を述べる対象についてなのですが、それは大臣から意見を求められた対象となる事業者というのは旧一電、それからガスという理解をしているのです。つまり新電力がここに含まれているのかということなのですが、前回の説明だと、新電力も含まれるというような説明があったような気がするのだけれども、今回はどうなのですか。申請者に新電力も含まれているのですか。

○恒藤総務課長　総務課の恒藤でございます。

今回、そもそも大臣に対して申請があったのは、料金について何らかの規制がかかっている。要するに、国の認可などを受けている料金ですので、申請がなされているということでございます。

もう一回整理して申し上げますと、まず経済産業省からは、新電力を含む全ての電力の小売事業者、あるいはガスの小売事業者に対して、コロナウイルスの影響を受けて、料金の支払いが困難な者に対して、支払い猶予などの配慮をしてくださいという要請は新電力に対してもしております。その上で、少なくともホームページで何らかやりますというようなことを表明している新電力が約260あると把握してございます。

ただ、それらの料金については、自由料金でございますので、大臣に対して何か申請が来るというものではございません。今回、申請が来ていますのは、規制料金であります託送料金と小売料金で一部規制が残っている経過措置料金の2点について、規制料金ですので、申請が来ているということでございます。

○稲垣委員　だから、結論的に我々が意見を述べる対象なのですが、例えば電力に限ると新電力からの申請がないわけなので、新電力に関する条文の約款によらざる云々という、これは適用がないのではないかと思うのだけれども、そこを確認したいのです。

○恒藤総務課長　託送料金は、まず送配電事業者が料金を小売会社にかかけます。ですので、託送料金を払うのは小売事業者でございます。その特例が今回出てきておりますけ

れども、それは全ての小売事業者が活用することができまして、例えば新電力がコロナの影響を受けているお客さんに対して支払い猶予をする場合には、それに対応した託送料金についても、送配電事業者は1か月待ちますよ、あるいは2か月待ちますよということでございまして、託送料金の特例は、全ての新電力も活用することができるということでございます。

○稲垣委員　そうすると、我々が述べる意見というのは、新電力に対しても影響があるということなのですか。というのは、よくわからないのは、記録を見ると、まず資料3なのですけれども、こういう趣旨の意見を、経済産業大臣から意見の求めがあったとありますよね。この意見の求めというのは資料3—1ですか。資料3—1というのは、これを見たときに、貴委員会の意見を求めましたとありますよね。資料3—1、スライドの14ページなののですけれども。

○恒藤総務課長　はい。14ページでございます。

○稲垣委員　この貴委員会の意見というのは、何に関する意見かという、認可についてということですよ。この直前の。

○恒藤総務課長　そうです。

○稲垣委員　この認可というのは、どういう内容の認可なのですか。

○恒藤総務課長　それは、その次のページから申請書がついてございます。

○稲垣委員　はい。認可申請書がありますよね。

○恒藤総務課長　これをそのまま認可していいかということ聞かれています。

○稲垣委員　そうすると、認可申請を求めたものに対する意見の求めですよ。

○恒藤総務課長　そういうことでございます。

○稲垣委員　認可申請をした者というのは、要するに資料3の1ページから……

○恒藤総務課長　15ページ。

○稲垣委員　申請者欄に書かれている。スライドでいくと3ページですか。

○恒藤総務課長　はい。

○稲垣委員　ここに書かれたものですよ。

○恒藤総務課長　はい。

○稲垣委員　この中に新電力は入っているのですか。

○恒藤総務課長　先ほど申し上げましたとおり、新電力は規制料金ではありませんので、そもそも約款が国の認可の対象になっておりません。

○稲垣委員　だから、そうすると、認可を求めることについての意見を求められているのに対して、何で認可を求めないものについての意見をこちらが言うことになるのですか。

○佐藤事務局長　だから言わないのではないの。ぐちゃぐちゃ言うからおかしくなるのだよ。全然関係ない。

○恒藤総務課長　すみません、整理させていただきますと、まず法律上、今回意見を求められているのは、規制料金について1か月支払い猶予をしますということについてどうですかということだけ問われていますので……

○稲垣委員　ちょっと待ってください。内容はいいのだけれども、主体について誰の問題についてどうなのかということを知っているのです。

○恒藤総務課長　誰のというのは、旧一電でございます。要するに規制料金を持っているのは……

○稲垣委員　そうでしょう。だから、要するに旧一電の、つまり申請者に関する申請の内容について認可していいかどうかだけを聞かれているのですよね。

○恒藤総務課長　そうでございます。

○稲垣委員　だから、その中に新電力が入っている、入っていないと言うけれども、申請者には入っていないではないかというのが私の疑問なのです。

○恒藤総務課長　そうです。申請者には入ってございません。

○稲垣委員　そうですよね。分かりました。では、それはそれで結構です。

あと、我々の権限との関係なのですけれども、この意見というのは、電力の適正な取引に影響があるかどうかの意見ですよね。

○恒藤総務課長　そうでございます。

○稲垣委員　この解釈についてなのですが、前回のいろいろな議論があったので、我々の権限についても我々の委員会の設立に関する国会の衆参両院の経済産業委員会や何かの議事録もずっと見ていくと、2つの対立した議論が矛盾する中で我々の立ち位置というのが決まっていくような気がします。そこがまだ委員会の中で十分に議論されていないので、今回私は思うのですが、前回同様、認可について異議はない。ただし、異議はないのだけれども、意見については、「現下の状況に鑑み」という短い一言を入れるべきではないかと私は思うのです。理由は、我々の委員会というのは、どういう観点で大臣に物を言うか、大臣との関係は何なのかということを考えると、大臣は大臣で経済産業政策とか様々な観点で政策を行われる。我々の委員会というのは、産業委員会と違って、電力政策の中での

位置づけを支えるような、そういう機能も持たせたいということで、高度に独立ではあるけれども、全くの独立ではない、産業委員会にできなかったといういきさつもあるではないですか。

とはいえ、我々の権能というのは、国会審議などを見ていると、要するに競争政策の実現なのですよね。ここに非常に重点が置かれているので、では、我々は矛盾した行政の中で大臣に対してどういう観点から意見を述べるべきなのか。我々の意見は絶対ではないです。要するに、大臣の判断に対する意見です。判断は大臣がやる。こういうことになっていますから。そういう意味で、我々の意見というのはどういう観点から述べるのかというのが、この間の八田委員長の観点もあるし、それから様々な意見があると思う。それはやはり委員会の中でちゃんと議論すべきだと思うのですが、現下の時間的な流れとか、コロナの問題とか、それを考えると、まだそこまで我々は熟していないということで、今回は前回同様、意見としては異議がないのだけれども、修飾句として、「現下の状況に鑑み」という一言を入れて意見をすべきではないかと私は思います。

以上です。

○八田委員長　その句が入るということには異存ありませんが、さっきの句がなしで附帯意見をつけるというのでも効果は似ていると思うのですが。

○稲垣委員　もちろん。そうです。

○八田委員長　これからの議論への含みを持たせるという稲垣先生のお考えですね。

○稲垣委員　そうです。

○恒藤総務課長　すみません、総務課の恒藤でございますが、八田委員長の御指摘があった点は、先ほどのお話を聞いておりますと、資金力があるところは対応しやすいけれども、そうではない新電力は対応しにくいということを御指摘されていたように思いますが、そうだとすれば、この経過措置料金、いわゆる規制小売料金の問題というよりは、むしろ体力が大きいところと小さいところで差ができてしまうという問題かと思うので、規制小売料金にのみ何か意見をつけるということよりは、全体として電力料金の支払い期限を猶予するという大きな国の要請することについての意見かなと理解しましたが、もう少し委員長の御意見をクラリファイしたいと思うのです。

○八田委員長　今お答えする前に、1つだけ教えていただきたいのは、地震があるようなときにはいろいろな特例措置があると思うのですが、かつて支払い猶予をしたという事例はあるのですか。



○恒藤総務課長　地震のときも支払い猶予をしていたと理解しております。熊本地震などほかの災害のときにも支払い猶予をしていると記憶しております。

○八田委員長　したがって、この趣旨はコロナのことだけに限りません。競争を促進するためには、規制料金は少なくしたいと多くの場合に考えられているわけですね。ところが、規制料金ならば、災害時に優遇してもらえるとすると、様々な料金で規制にとどまっておいたほうが良いと思わせてしまう効果があると思うのです。

規制料金のあり方の全体を見るならば、非常事態が発生したときに、規制料金に関して優遇するのではなく、福祉的政策の観点からの支援をすることが望ましいのではないかと思います。このことをNHK料金でも、交通料金でも公営住宅料金でも、電気料金でも、どこからも言い出さなければ改善は望めません。だから、せめて電力料金に関しては、附帯意見でも、別の型でもいいからそのことは指摘したほうが良いと思います。

○恒藤総務課長　総務課の恒藤でございますが、すみません、競争条件と委員長がおっしゃったので、そうしますと、規制料金の問題というよりは、要するに旧一般電気事業者のような大きなところは規制料金だけではなくて、自由料金もこういう対応がやりやすいという面もあるので、自由料金のところはいいけれども、規制料金だけは望ましくないというのは、競争という観点からいうと論理的にどうかなと思ひまして、そこを申し上げましたが、いかがでございましょうか。

○佐藤事務局長？　そうだね。むしろこういう人たちは認可してやらないとますます差が開いてしまうのだよね。

○恒藤総務課長　ですので、競争条件という観点で言うと、旧一電が自由料金も含めてやりやすいという立場にあるということで、要するに旧一電に残ってしまうということ全体をむしろ考えるという、必要になると思いますので、そう考えると、規制料金の措置について何か意見を言うというよりは、むしろ全体像について何か意見を言っていくというほうが論理的には正しいのかなと思うのですが。

○八田委員長　今おっしゃったように福祉政策を事業者にやらせることの矛盾が出ているわけですね。

○恒藤総務課長　すみません、ちょっと今聞き取りにくいところがありましたので、私が正確に聞けていないかもしれませんが、そうしますと、今回法律に基づいて聞かれているこの特例についての意見というよりは、全体的な要請自体への意見ということなのかなと思いますので、これへの返事に何かするというよりは、何か違う形のほうが望ましい

のかなという気がちょっと今いたしましたが。

○八田委員長　おっしゃるとおりです。基本的にはコロナだけでなく、一般に災害対策等を優遇するよりは、福祉政策として一般財源から手当すべきだという意見はどこかで表明しておいたほうがいいと思うのです。

○恒藤総務課長　よく論点を整理して議論したほうがいいかなと今思いましたが、大手がやりやすいという話と規制料金、自由料金との話が少し整理をされていないような印象がありますので、できれば、もう少し整理をして議論したほうがいいかなという印象を持ちましたけれども、いかがでしょうか。

○八田委員長　我々が今問われていることは、規制料金について問われているわけだから、これについての回答は、「異存なし」でいいと言っているわけです。しかし、附帯的意見として、将来、こういう事件が起きるたびに要請という形でやるのは競争政策の観点から考えてもおかしいと指摘すべきではないかということです。

○恒藤総務課長　では、また少しマイクが聞きにくいところでしたが、私が今の議論を聞いていて、一応整理をしますと、まず、多分こういう電気料金で何かしらの配慮をしろという形で民間事業者に要請するという形でやると、どうしても大きなところ是对応しやすいということがあるので、競争に影響が出るのではないかという懸念があるということかと理解しました。そうしますと、この規制料金の今回の提案についてどうこうというよりは、将来的にそういう懸念があるので、今後はそういう面も検討すべきだという意見だと思いますので、対応としては法律に基づいて返す紙は認可することに異存ではないというようにしつつ、今日あった議論を、議事録には当然残りますけれども、どうでしょうか、議事要旨か何かに載せて、議事要旨はいつも速やかにプレスリリースもしますので、そこにそういう議論があったということを書くというような対応でいかがでしょうか。

○八田委員長　私は構いません。稲垣先生はいかがでしょう。

○稲垣委員　大筋は結構なのですが、ちょっと今の整理はどうもお伺いしていると、恒藤さんは非常に各論というか、あるいは現実的な効果を中心に議論をまとめているのに対して、委員長は競争における規制料金の位置づけとか、これは競争の逆制限になっているのけれども、それから本来的な電力事業者間の競争の視点で捉えているので、ちょっとよく要旨を出す前に委員長と事務局の論点の捉え方を少し精緻にすり合わせしてもらいたいと思います。

○恒藤総務課長　総務課の恒藤でございます。

確かに御指摘のとおりだと思います。ですので、議事要旨の案を作りまして、また皆さんに御相談をした上で公表したいと思います。

○八田委員長　そのようにお願いします。ありがとうございました。それでは、結論からいうと、経産大臣への回答は、今御説明のあったとおりということでよろしいでしょうか。

○稲垣委員　稲垣、異議ありません。

○八田委員長　御意見ありますか。

○北本委員　北本ですが、承知しました。

○八田委員長　あとはそのほかの方は。林先生。

○恒藤総務課長　林委員は今日御欠席でございます。あと圓尾委員もよろしいでしょうか。

○圓尾委員　圓尾も問題ないです。

○八田委員長　それでは、全員の御賛同をいただきましたので、そのように経産大臣に回答いたしたいと思います。

それでは、第1部として予定していた議題はこれで全てです。どうもありがとうございました。

——了——